

〔別紙〕  
様式1

事業報告書  
(自 令和4年7月1日 至 令和5年6月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人社団 深堀内科医院
- ①  財団     社団 (  出資持分なし     出資持分あり )
- ②  社会医療法人     特別医療法人     特定医療法人  
 出資額限度法人     その他
- ③  基金制度採用     基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

- (2) 事務所の所在地 長崎県長崎市小ヶ倉町3丁目76番地77
- (3) 設立認可年月日 平成元年7月21日
- (4) 設立登記年月日 平成元年7月31日
- (5) 役員及び評議員

	氏名	備考
理事長	深堀 茂樹	医療法人社団 深堀内科医院 管理者
理事	深堀 洋子	
"	深堀 俊彦	
"	深堀 りえ	
監事	深堀 秀樹	

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者であることを記載すること。(医療法第47条第1項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第49条の4参照)

## 2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	医療法人社団 深堀内科医院	長崎県長崎市小ヶ倉町3丁目 76番地77	一般病床 4床 療養病床 12床 (内医療保険 4床) (内介護保険 8床)

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。  
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。  
3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
なし		

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考
なし		

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 4年 8月13日 令和3年度決算の決定  
令和4年度役員報酬の金額  
令和 5年 6月25日 令和5年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 3 - 4

法人名 医療法人社団 深堀内科医院

※医療法人整理番号

所在地 長崎県長崎市小ヶ倉町3丁目7番地77

貸 借 対 照 表

( 令和 5 年 6 月 30 日 現在 )

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	30,696	I 流 動 負 債	12,717
II 固 定 資 産	101,718	II 固 定 負 債	22,013
1 有 形 固 定 資 産	49,099	負 債 合 計	34,730
2 無 形 固 定 資 産	39	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	52,580	科 目	金 額
		I 資 本 金	10,000
		II 資 本 剰 余 金	
		III 利 益 剰 余 金	87,684
		IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	
		純 資 産 合 計	97,684
資 産 合 計	132,414	負 債 ・ 純 資 産 合 計	132,414

様式4-2

法人名 医療法人社団 深堀内科医院

※医療法人整理番号

所在地 長崎県長崎市小ヶ倉町3丁目7番地77

損 益 計 算 書  
(自令和4年7月1日至令和5年6月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	147,805
2 事業費用	154,261
本来業務事業損失	6,456
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	
事業損失	6,456
II 事業外収益	5,394
III 事業外費用	404
経常損失	1,466
IV 特別利益	
V 特別損失	
税引前当期純損失	1,466
法人税等	71
当期純損失	1,537

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。  
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 2

法人名 医療法人社団 深堀内科医院

※医療法人整理番号

所在地 長崎県長崎市小ヶ倉町 3 丁目 7 6 番地 7 7

財 産 目 録  
( 令 和 5 年 6 月 30 日 現 在 )

1. 資 産 額	132,414 千円
2. 負 債 額	34,730 千円
3. 純 資 産 額	97,684 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	30,696
B 固 定 資 産	101,718
C 資 産 合 計 (A+B)	132,414
D 負 債 合 計	34,730
E 純 資 産 (C-D)	97,684

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式5

## 監事監査報告書

医療法人社団 深堀内科医院

理事長 深堀 茂樹 殿

私は、医療法人社団 深堀内科医院 の令和4会計年度（令和4年7月1日から令和5年6月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

### 監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

### 記

### 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和5年8月13日

医療法人社団 深堀内科医院

監事 深堀 秀樹